

# 非行少年の再犯リスク査定とリスクアセスメントツールの妥当性の検討

—家庭裁判所に送致された非行少年を対象として—

主指導教員 濱口佳和先生

ヒューマン・ケア科学専攻 発達臨床心理学分野

201830332 嶋田美和

## 目的

再犯を防止するには、再犯に及ぶリスク水準を特定し、そのリスク水準に応じた働きかけをしていくことが有効であるとされている (Bonta & Andrews, 2017)。非行や犯罪のリスクアセスメントの方法は、時代を追うごとに洗練され、再犯を予測する要因は、セントラルエイトという 8 領域 (非行歴、家庭・養育、教育・雇用、仲間関係、物質乱用、余暇・娯楽、人格・行動、態度・志向) に集約されている。それは、家庭裁判所 (以下「家裁」という) による複数の先行研究によって確認されてきたものほとんど共通するものである。しかしながら、セントラルエイトを査定するためのリスクアセスメントツールである少年用サービス水準/ケースマネジメント目録 (YLS/CMI) の予測的妥当性は、我が国では少年鑑別所に収容された少年を対象に検討されているだけで、在宅少年 (家庭で通常の生活を送りながら、家裁の調査や審判を受ける少年のこと) にも適用できるかは明らかにされていない。また、静的リスク (過去の非行歴のように変化しよのない因子) と動的リスク (介入や時間経過などによって変化する可能性のある因子で、YLS/CMI では非行歴以外の 7 つの因子を指す) のどちらが再犯を予測するかも結論は出ていない。

一方、攻撃行動は、反社会的な認知や態度と密接に関連しており (吉澤・大西・ジニ・吉田, 2015)、将来の非行や行為障害のリスク因子であることが繰り返し確認されている。特に、攻撃行動を能動的攻撃と反動的攻撃に大別した場合、暴力や非行との関連が強いのは能動的攻撃であることが明らかにされている。これに加えて、認知の変容が再犯リスクを低減させるための有効な働きかけの一つと指摘されていること (Lipsey, Landenberger, & Wilson, 2007) を踏まえ、攻撃行動に繋がりやすい認知を修正することが再犯防止に有効であることが示唆される。その場合、大淵・山入端・藤原 (1999) によって試作された機能的攻撃性尺度 (FAS: 回避・防衛、影響・強制、制裁・報復、同一性という 4 因子から構成される) は、攻撃行動に繋がりやすい認知面の測定に特化した自記式質問紙であり、認知の修正という介入目標に合致している。ただし、FAS は、犯罪性が進んだ受刑者や少年鑑別所に収容された非行少年を対象に信頼性や妥当性が確認されているものの、家裁に送致された全ての非行少年に適用できるかは検討されていない。また、攻撃行動としての能動的攻撃や計画的攻撃が非行や犯罪を予測することは示されてきたものの、内的メカニズムとしての機能的攻撃性が再犯を予測するかどうかは明らかにされていない。

以上を踏まえ、本研究では大きく分けて 2 つの目的を設定した。一つは、在宅少年を対象にした場合でも、YLS/CMI 合計得点によって再犯リスクを査定できるかどうかを検証すること (研究 1) に加え、YLS/CMI の静的リスクと動的リスクによる予測的妥当性を検証すること (研究 3) であった。二つ目は、FAS の得点を加えることによって、YLS/CMI による再犯予測の精度が向上するかどうかを確認することであった (研究 3)。さらに、その前提として、少年鑑別所収容少年や受刑者を対象に開発された FAS を家裁に送致された非行少年にも適用できるかどうか妥当性を再検討することも目的とした (研究 2)。

## 対象と方法

研究 2 の調査対象者は、平成 19 年 12 月から平成 28 年 3 月までに筆者が家裁調査官として調査を担当した 382 人 (男子 322 人、女子 60 人、平均年齢 16.4 歳、 $SD=1.6$ ) であった。このうち、研究 3 では平成 22 年 4 月からデータ収集を始めた 241 人を分析対象とし、研究 1 では、研究 3 の調査対象者から少年鑑別所収容少年 ( $N=28$ ) を除外した 213 人の在宅少年に限定して分析した。

YLS/CMI は、調査官調査の中で得られた情報に基づいて評定基準に該当するかないかを筆者が判断し、得点化したのに対して、FAS は、調査対象者自身に 5 段階で回答を求めた。その他に、年齢、性別、前歴の有無、処分結果、再犯の有無、再犯までの期間を確認した。研究 1 では、決定木分析、カプランマイヤー推定法、Cox 比例ハザードモデルなどの統計手法を用いて YLS/CMI 合計得点によって再犯を予測できるかどうか検証した。研究 3 では観護措置の有無によって層化された Cox 比例ハザードモデル (変数減少法ステップワイズ (尤度比)) を用いて、YLS/CMI の静的リスクと動的リスクによる予測的妥当性を検証するとともに、FAS の得点を加えることで再犯予測の精度が向上するかどうか増分妥当性を確認した。

研究 2 では、確認的因子分析、多母集団同時分析及びウィルコクソン順位和検定を用いて FAS の因子的妥当性、交差妥当性及び基準関連妥当性を検証した。

## 結果

研究1では、決定木分析の結果、3つの分岐規則によって再犯率の異なる4つのリスク群（リスクなし群、低リスク群、中リスク群、高リスク群）が抽出されたが、 Kaplan-Meier推定法による確認の結果、中リスク群と高リスク群の生存関数が明確に分離しなかった。そこで、中リスク群と高リスク群を合わせて、改めて3つのリスク群（リスクなし群、低リスク群、中高リスク群）の生存関数を Kaplan-Meier推定法で求めた結果、いずれも有意差が認められた。Cox 比例ハザードモデルによる分析の結果、YLS/CMI 合計得点は、年齢や性別の影響を統制してもなお、再犯を有意に予測することが示された（オッズ比 = 1.11）。

研究2では、研究3の前提として FAS の妥当性を検討した結果、3つの妥当性が確認された。具体的には、確認的因子分析の結果、FAS が回避・防衛、影響・強制、制裁・報復、同一性という4因子から構成され、それらがさらに13の下位尺度に分かれることが示された。次に、性別、年齢、地域、非行性（前歴の有無、本件処分結果）を元に多母集団同時分析を行った結果、いずれのモデルも適合度が許容範囲にあったことから、最も制約条件の厳しい全母数等価モデルが採用された。最後に、粗暴性（粗暴群・非粗暴群）を独立変数、FAS の4つの因子得点を従属変数として、ウィルコクソン順位和検定を行った結果、影響・強制、制裁・報復及び同一性の3因子で有意差が認められたが、回避・防衛では有意差が認められなかった。

研究3では、再犯群と非再犯群の比較の結果、YLS/CMI の静的リスク（非行歴）も動的リスクも（ただし、物質乱用を除く）、全て再犯群の方が有意に高かった。また、Cox 比例ハザードモデルによる分析の結果、静的リスクだけでは再犯を予測しなかったものの、前歴（静的リスクの一種）のある方が2倍以上再犯の確率が高いことが示された。また、全体としては、動的リスクの得点が1上がるごとに瞬間再犯確率が1.14倍上昇することが確認された一方で、7種類の動的リスクの個別の影響力を見ると、再犯を有意に予測したのは、余暇・娯楽と態度・志向の2つであった。さらに、FAS の4つの因子のうち、同一性は、YLS/CMI の影響を統制しても、再犯を有意に予測した（オッズ比 = 1.61 [1.04, 2.49]）。また、YLS/CMI の動的リスクと前歴に FAS の回避・防衛と同一性を加えると、10%水準で有意な改善が見られた（ $\chi^2(2) = 5.09, p < .10$ ）。

## 考察

研究1の結果は、YLS/CMI の合計得点が高い非行少年ほど再犯に及ぶ確率が高いことを示している。このことは、少年鑑別所収容少年に比べて非行性が低い在宅少年を対象とした場合であっても、YLS/CMI 合計得点の再犯に対する予測的妥当性が検証されたこと意味している。

研究3の結果、最も予測力が強いとされる静的リスクでも再犯を予測できなかったのは、YLS/CMI が想定する「非行歴」の評定基準に該当しない者が多かったためと考えられる。その一方で、前歴の有無によって再犯を有意に予測できたことから、非行性の低い段階で再犯を予測するアセスメント項目を特定する研究が求められることが示唆される。これに対して動的リスクの得点が1上がるごとに再犯の確率が1.14倍上昇することが示されたのは、物質乱用を除く全ての領域において再犯群の方が非再犯群よりも有意に高かったことによるものと考えられる。ただし、個々の動的リスクによる予測力は、余暇・娯楽と態度・志向に限られていた。このうち、態度・志向は、先行研究でも同様に見出されていたもので、介入ターゲットとすることの相当性がうかがえる。一方、本研究の対象者のように非行性が進んでいない段階では、余暇・娯楽の使い方が不適切であると非行を促進する可能性があり、優先的な介入ターゲットになり得ることが示唆された。

前歴と YLS/CMI の動的リスクに FAS の同一性と回避・防衛を加えると、予測力が向上する傾向が示されたものの、増分妥当性が認められたと結論できるまでの明確な結果が得られたわけではなかった。それでも、YLS/CMI の得点によって非行性の水準を統制しても、FAS の同一性の得点が1上がると、再犯の確率が1.16倍高くなることから、同一性には一定程度の予測的妥当性があることが示唆された。同一性とは、人が他者からの社会的印象に気を遣い、自分らしさを維持しようとする中で、強さや男らしさを誇示する機能であり、「名誉の文化」（Nisbet & Cohen, 1996）に通じるものである。本研究において、回避・防衛、影響・強制、制裁・報復という3つの因子ではなく、同一性だけが再犯を有意に予測したのは、発達途上にある少年であっても、アイデンティティとして確立された生き方や価値観であれば、周囲からの働きかけや時間の経過などによって変化しにくいことによるものと考えられた。

## 結論

カナダで開発された YLS/CMI であっても、我が国の非行少年の再犯リスクを査定できることが示されたことは、YLS/CMI の非行臨床への適用可能性が拡張されたことを意味している。また、本研究の結果、再犯の確率を高める要因として FAS の同一性が見出されたことは、再犯要因としての攻撃性という観点だけではなく、犯罪からの離脱にはアイデンティティの変容（Maruna, 2001）や居場所と出番（犯罪対策関係会議, 2012）が不可欠であるという意味において、再犯防止に寄与する可能性のある発見であったと考えられる。